

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ ゴルフ会員権のクロス取引

Q : ゴルフ会員権のクロス取引で重加算税が課された事案の裁決があったようですが、概要を教えてください。

A : 損益通算を目的としたゴルフ会員権の譲渡は仮装と判断され、税務署の主張が支持されています。

【解説】

審査請求人は、ゴルフ会員権をA社に譲渡したことによる譲渡損失を他の資産の譲渡益と損益通算し、所得税の確定申告を行いました。取引の概要は、請求人がA社に売却、A社が同日に同額でB社に売却、その4日後に請求人はB社から同額で買い戻すという流れになっています。この取引では、売買に関する書類や手数料を含む売買代金の授受は行われている一方、売却して4日後には買い戻す取引で、名義変更は行われていませんでした。

この一連の取引について請求人は、経済的合理性を持つとし、また有価証券市場で認められているクロス取引と同じ行為であり、仮装売買ではないと主張していました。

これに対し国税不服審判所は、一連の取引は、請求人が手数料を負担したことを除けば、取引が行われた前後の状況に何ら変化はなく、そもそも売る意思を持たない、形式的な実態の伴わない取引であり、仮装売買であったとの判断を示しています。また、ゴルフ会員権は価額が短期的に変動するものではなく、一般に開放された市場があるわけでもないのであるとの判断が示されています。



KIMIYO.I